

学校令直後の女子教育論について(2)

—「女学雑誌」について—

On the Theory of Women's Education after the Gakkorei (2)

永田千恵子

序

1. 男女同権と女子教育
2. 女子の道德教育
3. 折衷主義の限界

序

明治政府は、明治5年「学制」を發布して、男女平等に教育を受けさせる方針を示した。しかし、教育の義務規定が不明確であったことと、女子教育に対する社会一般の理解が少ないことなどから、男子に比較して女子の就学は極めて不振であった。

この男女の教育格差は、中等教育について一層明確であった。例えば、女学校の規定は明治24年12月、中学校規定改正の際に、初めて高等女学校の名称で、中学校の種類として触れられたのみで、格別の規定がなかった。そして「高等女学校規程ニ関スル説明」は、女子中等教育に「爾来別段ノ規程ヲ定ムルコトナク自然ノ発達ニ任シテ今日ニ至レリ(中略)高等ノ教育ヲ受ケンコトヲ希望スル女子年々其数ヲ増シ高等女学校ノ需要益々多キヲ加ヘタレハ今ニ於テ之カ制度ヲ定ムルノ必要ヲ認メ云々」と、女子の中等教育について述べている。明治政府は、女子教育に無関心で、この年に初めて制度化したことを告白している。これは、政府も当時の社会も、女子教育に無理解であったことを示したものであろう。

かかる状況を背景にして、前稿に於ては、明治20年代の女子教育についての教育世論を「大日本教育会雑誌」と関連させて述べたが、今回は「女学雑誌」によって、この時期の女子教育の見解をみることにした。それは、女子教育が、男子教育と別個のものとして考えられ、また遅れた状態にあったことを、教育世論から検討するのが目的である。そして「女学雑誌」の女子教育に対する基本的立場と、また、如何なる女性像をめざしていたのかも検討したい。

1. 男女同権と女子教育

「女学雑誌」は、明治17年6月発刊の「女学新誌」から発展し、明治18年7月20日第1号が発刊され、明治37年2月15日第526号まで続いたものである。発行主旨は「婦女改良の事に勉め希ふ所は欧米の女権と吾国従来の女徳とを合せて完全の模範を作り為さんとす^(注1)」とされている。これによれば、「女学雑誌」は、欧米の近代女性像と、従来からの日本の前近代的女性像を折衷せんとしたものと考えられる。それならば、いかなるものを欧米の女性像や女子教育から受け入れて、いかなるものを伝統的な日本の女性像や女子教育から受け継いでいこうとしたのであろうか。

まず、社会に於ける女性の地位、権利について、「男女同権の基を固め米国に行き、如き活発の女風を流行らせんと御主意なるよし^(注2)」ということに関して「元来吾々は世の所謂男女同権論なるものに甚はだ不同意を有つもの（以下一行略）左りとて又た当今の日本の女子教育論者が主張せらるゝ女子本分の議論には多く不満足を感じ^(注3)」と、米国流の男女同権論に完全に立つものでなく、また、それまでの日本の伝統的な女性観に立つものでもない、とした。それは「此の兩種の議論を半ばは賛成して半ばは賛成せず丁度其半分に同意して他の半分に不同意を有するが故に勢ひ止を得ず中間に立つて^(注4)」というような折衷論であった。

このような折衷論に立つのは、「今の女は（中略）之を教育して学問智慧を与ふる等の事を一切為さざりしが故の決果なり（中略）若し女子に男と同様の教育を与へなば即ち亦男子と同様に発達し男に出来る丈の事は決して女にも出来がたきこと無きに至るべしと論ず^(注5)」と、女性性は、本質的には人間として男性と同等の可能性をもち、その社会的能力の違いが、教育の違いによるという考え方を認めたものである。

しかしながら、一方では「女は感情多きものなり美術の志に富めるものなり想像多くして智力少なきものなり家を守り内を修め外には余り出づべからざるものなり故に学門を為せば文学に限るべし芸術を学ばず音楽絵画の如き美術を専らとすべし先づ尤も大切なるは家内の衛生経済にして差当り子を育て夫に仕え料理の塩梅を能くし衣服四季の裁縫を為すが如き心得なかる可らず故に女子教育は之を目的として其外を望むべからず假令ひ偶ま高等の学術を修めんとする篤志の女子ありとも之は一種飛離れたる行過物にして真正の女徳を履むものにあらず云々^(注6)」という女性の本分論も、半分は同意しているのである。これは、人間一般としては、理論的に平等性を認めながらも、一方では「懐胎分娩の一事女に限りて^(注7)」というような、男女の生物学的機能の相違を、社会的役割の相違にまで拡大せんとしたものであった。今日では、生物学的機能の相違が、社会的役割の相違になるとは考えられないが、この時期に、両者を必然的に結合させているのは、それまでの日本の女性像や、女性観からの影響から脱することができなかつたものといえる。

「女学雑誌」は、女子教育と男子教育の違いを認めながらも、女子に格差をつけることには反対し、女子教育の向上を主張している。即ち、女子が高等教育を受けることを賛成するが、同権論者のいう男子と同様ではなく、「高等学中女性に適するの部分を修め得べしと信ずる^(注8)云々」というのである。そして、「開闢以来男女の間だに一個の大ひなる不同の点あるを忘れたる者也（以下一行略）懐胎分娩の一事女に限りて男子に決して之れなきもの也既に此の一事の相違ありし以上は^(注9)云々」と、男女の身体的相違を強調して、男子と同等の高等教育の段階のものまで教育を受けることを認めながら、教育内容については同等のものを認めていないというものである。従って、教育の平等性は、社会的役割のための平等性ではなくて、形式的、部分的な教育段階の平等性であって、限界があるといえる。この限界が「折衷」という名称で、あいまいとしたものになっている。しかし、この時期にしてみれば、女性の平等性を、部分的ではあるが飛躍させんとした主張であったことは、認めなければならず、その意味では妥協的漸進主義ともいえる。

2. 女子の道德教育

「女学雑誌」は、「今日の婦人方は智慧も才力も悉く男子に劣るゝこと勿論なりと雖ども^(注10)と、問題があるとしながら「凡そ一個の人間としての天賦人權は智慧才学権威勢力等の為めに一分にても増減あるべきものにあらず^(注11)」と、「男女同権」を配慮したのは、キリスト教の影響によるものと考えられる。それは「吾々社中の者は基督教を以て女権拡張の根元なりと信ず、蓋し基督の教は人類を一視して上帝の前に男女老幼の區別を為さず（中略）基督の教の眼目なるが故に男女を同等に見て心より真に相ひ敬愛するの念ひを起きしむるには此に依るの外か更らに良好の方法なしと存ず^(注12)」と述べているのでも理解できる。また、男女同権を主張することは「世の男子方が女性を軽んぜらるゝのみならず婦人方自身も亦た自から卑しみて何か男子より一等下りたる人間の如く思はるゝの習慣ある今日云々^(注13)」である状況から、女性の地位、内容の向上に、必要であるというのである。

キリスト教主義者は、如何なる女性像を目標としていたのであろうか。キリスト教主義者が、日本にキリスト教を拓める第一の目的は、「日本の青年女子をして賢く強きキリスト教徒ならしむる^(注14)」にあったのである。ノックス氏母堂は、耶穌基督の教につき「其教が広ろまって居る国には何れにも女子の教育が尊とまれ進められて居ります。（中略）社会に尊敬と真の愛慕をうける適当な品格を与へますのは只だ基督教主義の教育のみ^(注15)」といい、大阪梅華女学校西洋女教師も「予は日本に於る多くの女子の温厚優和なる美性を養ふべき自由教育を受けざるを知り、これを受けたるものは清肅なる淑徳に智慧と品位とを加へて、その無学にして不幸なる姉妹よ

り遙かに高尚なる位置にあることを知れり。」^(注16)と、各々キリスト教のめざす女性像を画き、女子教育も女子の地位向上も、このキリスト教主義の教育が不可欠であると、確信をもって述べている。

女子教育に於て、キリスト教を配慮する理由は、まず「女学雑誌」によると、女権の拡張の為であつて、「男尊女卑」の弊風があり、女性の地位向上が必要であつたことと、女子も教育を受けるべきであるとする権利の獲得、徳育の涵養に役立てようとした為であつた。しかし一方では、その導入に限界があつたことは、今述べた通りである。

徳育については、女性に対する品性、徳性の教育が大切であるとし、その教育が宗教によってなされるべきものであり、また、宗教による徳性の教育が、キリスト教主義の学校に於て、よくなされているというのである。例えば、外国人の設置する女学校では「必ず宗教なるものを用ひ且つ宗教中実際に人に模範を示すに足る生きたる宗旨を用ゆること大切となれり、慶應義塾には近年耶蘇教大に行れて子弟の徳育之に由て成ると聞く記者等は今ま現に宗教の効能を知らるゝものなり、然るに子弟教育に此宗教を要するの一事は敢て生徒の男女に依て異同あるものにあらざると雖も取分け其必要を感ずるは即ち女学校ならん」^(注17)であり、また「今の女子教育に徳育の最も切要なることを確信して（中略）徳育を主とするの基督教女学校あるを見ては特に之を別にして其功德の至大なることを表白せざる可らず云々」^(注18)と、徳育が女子教育にとって、特に必要であることを強調している。外山正一も「宣教師輩は宗旨の爲めには教育に従事する事は素より厭ふべからざるなり。日本人は我が欲する所の教育を得む。耶蘇教は其の欲する所の信徒を得ん。双方の爲めに利益多き交易は繁昌せざると云ふことなし」^(注19)として、キリスト教主義教育の導入を大いに歓迎している。さきにもみたが、キリスト教主義女学校の目的は、日本の青年女子をして賢く強きキリスト教徒ならしむるにあつたが、逆に、日本がキリスト教主義女学校に期待していたのは、女子教育特に徳育面の育成であつた。

このように、キリスト教主義教育に期待をかけ、キリスト教による徳育を重視しているのであるが、また一方では「凡そ女学校の女生徒を管理するには是非とも善良忠実の日本人其主位に在て之を支配せずんば真正の女徳決して養はるべからず」^(注20)と述べている。これは、女子教育はキリスト教によって女子の道德心を涵養し、直接生徒の管理方は日本人に任せて、西洋風の教育と、日本古来の女徳を折衷しようとしたものである。ここにも「女学雑誌」の折衷主義を見ることができる。

それならば、何ゆゑに新しい男女同権の基礎になるキリスト教の原理のみを用いず、日本的なものを保存せんとしたのであろうか。それは、一つには時代的背景があつたと考えられる。これについては「明治21、22年の間だより保守の勢はい打出でて西洋風の教育次第に引退ぞき云々」^(注21)と、日本的な女性道德が再認識され、女子教育に徳育の必要なることは、さきにも述べたが「徳育若くは宗教教育を最大必要なりとせば、願くは之に正確なる道德を得せしめて、以て極めて立派なる明治時代の日本婦人と為らしめよ。要するに正当なる女子教育は、女性をして

正当に發達せしむるにあり而して国民の氣風を改めて之を善良に導くの任は、主として婦女子の手に存すると云はゞ^(注22)云々」として、その徳育によって日本の婦女子が国民の氣風を善良に導く「導き手」として重要な地位にあることを示している。また「女性の方々は成るべく良妻賢母と為って能く其夫を助け其子を教育し言はず述べず知らず識らざるの間だ実際に其權利を収攬擴張せらるゝが上策なりと信ず^(注23)」というように、日本古来の良妻賢母教育が見られ、良妻賢母になることによって、女權を擴張せよ、というものである。そして「女子教育、女權擴張の二大事に就て吾々社中のものが平生の覚悟をいたす（以下一行略）吾々の願望は此の覚悟を以て当今必要の此の御時勢に応じ道を踏んで懼るゝことなく正論漸行少きか國家の為に尽力いたしたく存ずる所^(注24)云々」と、國家主義的傾向がみられる。更に文部大臣の女子教育に関する説示要領は「夫れ女子は天然の教員として教育上大切な地位を占め其兒童を引受くる者なるが其之を教育するに方りて教育の要点なる國家の獨立と云ふことを其腦中に記憶し以て兒童を薰陶せざるべからずされば女子は常に此精神を以て女子と雖も國家の爲めには身命を捨てざる可らずとの覚悟をなし而して其引受の兒童に対しては國家の爲めには命を致たすの義心を養成せざる可らず^(注25)」というものである。これに対し「女學雜誌」は、日本帝國の文部省に於て、女子教育に此のような意見を懷かれていますのを見て尤も賛成し感謝をしている。従つて、「女學雜誌」の、この折衷主義は、理念的な必然性があるものではなく、現實の社會の傾向との妥協によるものと考えられる。それはまた、日本の國家の政策方針との妥協であるといえよう。そのことが、國家の爲の教育ということになったものである。その内容は「成業したる賢母良妻を見るに至つて初めて女子教育の目的達中したりと言ふべし^(注26)」というような家庭婦人の教育というものであった。更にそれは「今の日本の良妻賢母^(注27)」といわれる如く、保守的傾向をもつものであった。これは一方で、國家の要請による社會道徳を認めるということからの妥協性と思われる。

以上のことは、また男子一般に対して、あまりにも低い女子の地位の向上を主張したものであったが、強い國家的要請と、社會風汐との妥協から、道徳教育に於ても、二元論が折衷主義をとつたものと考えられる。

3. 折衷主義の限界

「女學雜誌」は、これまで述べてきたように、西洋風と日本風との折衷を目ざしている。この折衷主義は、中立或は中間的立場でもあり、どちらに偏することもできず、また越えることのできない限界を有するものである。この限界について考えてみる。

まず、1. に於て指摘した教育内容について、女子にも男子と同等の高等教育の段階までの

修学を認めながら、その内容については同等のものを認めていない。「男子が決して企て及ぶ可らざる別種の能力を得らるべしと信ず、故に亦た吾々は女子が高等教育を受くるを賛成す之は同権論者の言ふが如く女子亦た男子と同様に高等学を修め得べしと信ずるが故にあらざ即ち高等学中女性に適するの部分を修め得べしと信ずるが故^(注28)云々」の通り、高等学に於て男子と教育段階が平等になった。しかしそれは、段階が同等というだけであって、女子に適する部分という一定の枠内における高等修学を認めたもので、その意味では平等とは云えず、折衷主義としては、同権論者のように、男女同等にはできないという限界であると考ええる。

次に、明治17、18年頃から西洋風の女子教育が隆昌をきわめ、キリスト教主義女学校が英学を偏重したために、女学界は英学熱が異常高温となる。即ちそれは「近年の先輩女学生は、宣教師派の女学生にてありき。宣教師派の女学生とは、英語を能く弁じ、英書を好く読み、西洋の風習を能く心得、西洋風の感想に富みたるものなり、夫れ、文明外来の時世に於ては、外国風にてあるとは即ち文明風にてあると云ふに同じきの心地し、(中略)後輩の女学生たるもの、争かて英学の修業に狂奔せざらんや、(中略)滔々たる時勢大ひに流行して遂に英学汎濫の大洪水となりぬ^(注29)」であって、世はまさに西洋風、英学汎濫期である。この西洋主義と英学偏重の時勢に、「女学雑誌」は、「吾人は一種の保守家に類して只徒らに英学を擯斥するものにあらず^(注30)」として、「只徒らに」といいながら、やはり英学を排斥している。このことは、当時流行の、進歩的な西洋風にもなりきれぬという折衷主義の限界を示すものである。

普通学に於て英学を不要とした理由は、「普通学は、英学に假らずして能く成就することを得るのみならず、英学に拠るよりも一層簡易に、一層入費少なく、一層実益多く成就することを得^(注31)」というものである。特に地方女学校に於ては、西洋教師を雇うのが困難であるから、普通女学に英学を廃するのは、地方の女子教育の普及を助けるとしている。英学不要の理由も「都会にてすら、普通女学に於ける英学は、何の益もなきに、地方の豪農何の何兵衛が娘にして、入学四五年の後ちは出でて又何の何兵衛が息子に嫁し、小作人を愛護するか、芋大根などの管督に助勢すべき内夫人にして、何如に英語に巧みなりとも、之を用ふるの場所なきを云々^(注32)」であり、更に、宣教師派女学校の普通教授に、外国人は不要としたあと「男子学校に於ては尚多少之を要するものあらめ、普通の女子教育に於て諸氏を要せざるの理に至っては云々^(注33)」なのである。これらは、男子と格差をつけるのみならず、日本古来の女性観もみえ、男子とは、あくまで別種とみなすものである。さきに、高等学という段階のみが男子と同等になったことを述べたが、これをみると、普通学に於て、英学は、男子に比して女子は全く要せず、普通学でも、男女は同等の教育内容が受けられない。これは折衷的立場をとる為のあいまいさであり限界である。この立場は更に、宣教師派女学校に「普通学に於ては日本文を主とし、日本的を主とし、随って日本人を専要^(注34)」となる。このことは、この西洋主義の隆盛期に、日本主義を浸透させようとしたもので、中立的、中間的立場を守ろうとしたものである。社会が西洋主義に僻すれば僻するほど、折衷主義の立場上、その域を越えられず、限界点に立って、偏することなく日本

主義を提唱しなければならず、その立場の困難さを感じることができる。

「女学雑誌」は、以上のように西洋風に僻しなかったが、それと同時に日本風に偏することもできなかった。中島俊子は「今日女子教育するの大目的は決して唯奇怪なる学者を作るの望みに非ずして而良妻を作るの目的なりと謂ふ可し^(注35)云々」と述べている。この良妻は、また、さきにみたように、女権拡張の為の良妻賢母となり、やがて強い国家の要請によって、国の母の養成が女子教育の目的となる。「女学雑誌」の良妻賢母も、「余り古し風に走るのも亦た宜し^(注36)からず」として「今の日本の良妻賢母たることを大切となす。故に全く西洋婦人の如くなりとも、今の日本の良妻賢母たること能はず、昔しの日本婦人の如くなりとも、今の日本の良妻賢母たること能はず、今の日本婦人は、今の日本の良妻賢母たらずんばある可らず^(注37)」によって示されるように、当時の日本主義に偏することも、またできなかった。それは「女学雑誌」が折衷的態度をとっていたためである。西洋主義を、「今風」として取入れることによって、日本風と西洋風の折衷をはかったもので、日本風に対する、また限界とみることができる。

「女学雑誌」は、西洋風に僻せず日本風にも偏せず折衷主義の立場であった。男女同権論と女子本分論との中間的立場のために、女子に高等修学を認めても、男女同等の教育を認められなかった。英学に於ては普通学でさえ男女は同等でなかった。また、西洋主義と日本主義でも折衷的立場であった為に、西洋風の時代には日本風を提唱し、「良妻賢母」が要請されると「今風」の良妻賢母の教育を目ざした。これらはすべて折衷主義なるが故であって、西洋主義との限界、日本主義との限界点などに立ちながらも、社会風汐と国家の要請との妥協から折衷主義をとらざるを得なかったものと考えられる。(以下次号)

文 献

- | | | | | |
|------|------|-------|------------|----------|
| 注1. | 女学雑誌 | 第 1号 | 明18. 7. 20 | P. 3. 4. |
| 注2. | 女学雑誌 | 第 94号 | 明21. 1. 28 | P. 2 |
| 注3. | 女学雑誌 | 第 94号 | (前掲書) | P. 2 |
| 注4. | 女学雑誌 | 第 94号 | (前掲書) | P. 3 |
| 注5. | 女学雑誌 | 第 94号 | (前掲書) | P. 2. 3. |
| 注6. | 女学雑誌 | 第 94号 | (前掲書) | P. 3 |
| 注7. | 女学雑誌 | 第 94号 | (前掲書) | P. 4 |
| 注8. | 女学雑誌 | 第 94号 | (前掲書) | P. 6 |
| 注9. | 女学雑誌 | 第 94号 | (前掲書) | P. 4 |
| 注10. | 女学雑誌 | 第 95号 | 明21. 2. 4 | P. 2 |
| 注11. | 女学雑誌 | 第 95号 | (前掲書) | P. 2. 3 |
| 注12. | 女学雑誌 | 第 95号 | (前掲書) | P. 3 |
| 注13. | 女学雑誌 | 第 95号 | (前掲書) | P. 2 |

学校令直後の女子教育論について(2)

注14.	女学雑誌	第 325号	明25. 8. 20	P. 17
注15.	女学雑誌	第 51号	明20. 2. 12	P. 9
注16.	女学雑誌	第 325号	(前掲書)	P. 19
注17.	女学雑誌	第 70号	明20. 8. 6	P.183
注18.	女学雑誌	第 141号	明21. 12. 22	P. 4
注19.	女学雑誌	第 34号	明19. 9. 5	P. 69
注20.	女学雑誌	第 70号	(前掲書)	P.185
注21.	女学雑誌	第 259号	明24. 4. 4	P. 1
注22.	女学雑誌	第 141号	(前掲書)	P. 6
注23.	女学雑誌	第 95号	(前掲書)	P. 5
注24.	女学雑誌	第 95号	(前掲書)	P. 6
注25.	女学雑誌	第 141号	(前掲書)	P. 6
注26.	女学雑誌	第 132号	明21. 10. 20	P. 4
注27.	女学雑誌	第 259号	(前掲書)	P. 3
注28.	女学雑誌	第 94号	(前掲書)	P. 6
注29.	女学雑誌	第 260号	明24. 4. 11	P. 1.2
注30.	女学雑誌	第 260号	(前掲書)	P. 2
注31.	女学雑誌	第 260号	(前掲書)	P. 2
注32.	女学雑誌	第 260号	(前掲書)	P. 3
注33.	女学雑誌	第 260号	(前掲書)	P. 4
注34.	女学雑誌	第 260号	(前掲書)	P. 5
注35.	女学雑誌	第 38号	明19. 10. 15	P.151
注36.	女学雑誌	第 259号	(前掲書)	P.226
注37.	女学雑誌	第 259号	(前掲書)	P.227

(本学助教授—教育学)